

佐波川水系河川整備計画(原案)
【国管理区間】に関する意見集約結果について

平成25年12月17日

国土交通省 中国地方整備局

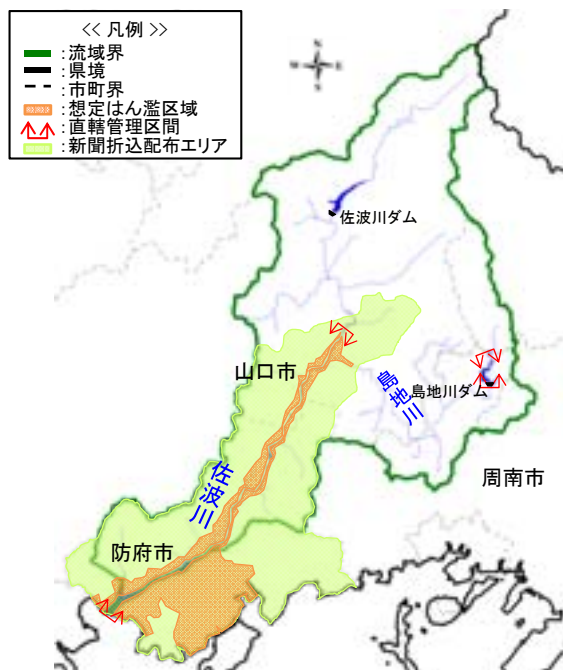
1. 意見聴取方法

【意見聴取方法一覧】

意見聴取方法	概要	配布部数等	意見募集期間等
新聞折込アンケート(添付ハガキによる意見送付)	直轄管理区間の想定はん濫区域に居住する防府市、山口市の住民を対象に、原案概要およびアンケート用紙を配布	約4万部	・平成25年8月18日(日)配布 ・平成25年8月18日(日)～平成25年9月20日(金)まで募集
河川整備計画(原案)の配布による意見聴取	国土交通省、山口県、防府市、山口市の関係部署に配布場所を設置	配布場所8箇所	・平成25年8月18日(日)～平成25年9月20日(金)まで募集
説明会(佐波川の未来を考える住民説明会)の開催・意見聴取	防府市、山口市にて原案説明会を開催	2箇所	
事務所HPによる原案の掲載	事務所HPにて原案を公表し、メール・FAX・郵送による意見を受付	—	

①新聞折込アンケート配布区域

■アンケート配布区域は下図に示した国管理区間の想定はん濫区域を含む防府市、山口市に居住する住民とした。



②河川整備計画(原案)【国管理区間】配布場所

■国土交通省、山口県、防府市、山口市の関係部署を対象に配布場所を設置。

国土交通省	山口河川国道事務所
	佐波川出張所
	島地川ダム管理支所

山口県	山口県庁 土木建築部河川課
	防府土木建築事務所

防府市	防府市役所 土木都市建設部河川港湾課
山口市	山口市役所 都市整備部
	徳地総合支所

2. 意見収集状況

【説明会の開催と参加者数】

- 説明会(「佐波川の未来を考える住民説明会」)を防府市、山口市で開催。
- 延べ22人の方々の参加があった。

①説明会参加者数

会場	参加者数(人)
防府市会場	11
山口市会場	11
合計	22



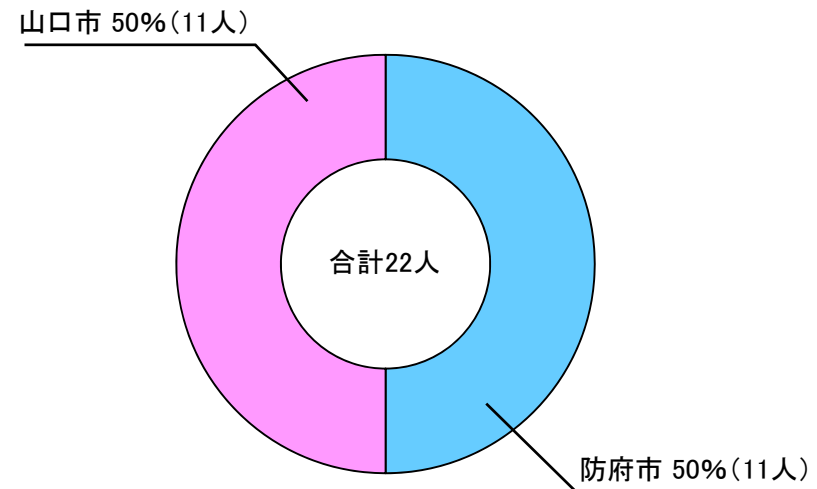
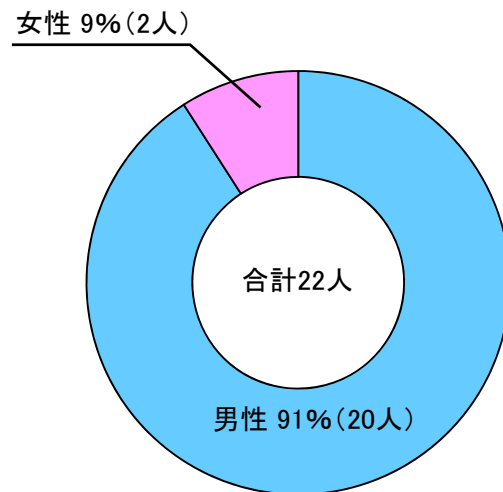
防府市文化福祉会館会場



山口市徳地山村開発センター会場

②説明会参加者の属性

- 男女比率:男性91%、女性9%である。
- 説明会へ参加した住民の居住地比率は、防府市、山口市の方が同数であった。



2. 意見収集状況

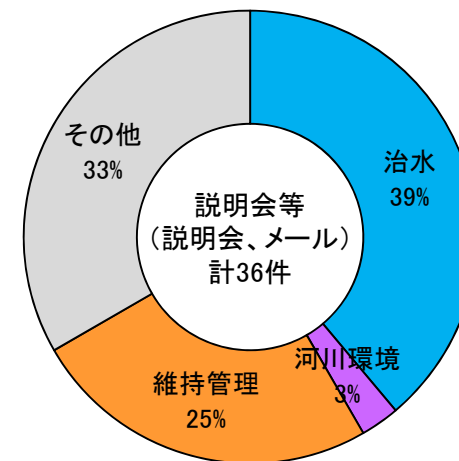
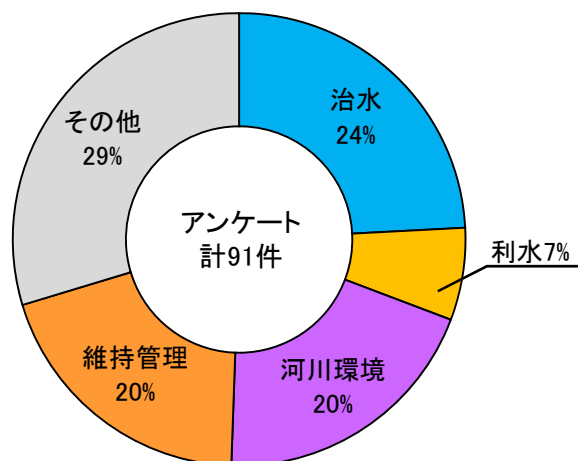
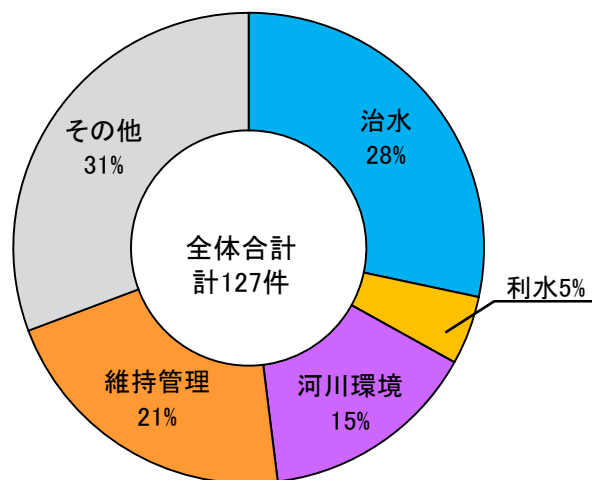
③意見数等

- 意見総数は127件である。
- 新聞折込アンケートハガキが91件(72%)、説明会時の意見が24件(19%)、メールが12件(9%)である。

意見聴取方法	意見数
新聞折込アンケートハガキ	91件
説明会時の意見	24件
封書、FAX	0件
メール	12件
合計	127件

④意見分類

- 意見を治水、利水、河川環境、維持管理、その他に分類した場合、意見全体ではそのほか31%、治水が28%、維持管理が21%、河川環境が15%、利水が5%の順となっている。
- アンケートでは、そのほか29%、治水が24%を占め、維持管理20%、河川環境20%、利水7%の順となっている。
- 説明会等(説明会、メール)では、治水が39%、そのほか33%、維持管理25%、河川環境3%の順となっている。



3. 意見区分

■治水、利水、河川環境、維持管理、その他に分類した意見内容をもとに、治水は5区分、利水は4区分、河川環境は6区分、維持管理は10区分、その他は3区分に分類する。各区分の表題一覧表を整理する。

治水の区分	表題
治水－1	治水事業の考え方、整備目標
治水－2	佐波川の整備
治水－3	支川合流点
治水－4	さらなる治水安全度向上に資するための調査・検討
治水－5	河川整備

水利用の区分	表題
水利用－1	水利用
水利用－2	節水
水利用－3	取水
水利用－4	ダム

河川環境の区分	表題
河川環境－1	自然環境
河川環境－2	魚類等のすみやすい川づくり
河川環境－3	水質
河川環境－4	河川空間利用
河川環境－5	環境
河川環境－6	水質

維持管理の区分	表題
維持管理－1	河道内樹木
維持管理－2	水文・水理・水質等観測
維持管理－3	堤防等の除草
維持管理－4	河川巡視
維持管理－5	河道の維持管理
維持管理－6	堤防の維持管理
維持管理－7	樋門等の維持管理
維持管理－8	ダムの維持管理
維持管理－9	不法投棄
維持管理－10	情報の提供、防災意識の向上

その他の区分	表題
その他－1	歴史
その他－2	防災対策
その他－3	その他

4. 整備計画(原案)に関する意見概要(治水)

区分	意見	回答(案)
治水-1 治水事業の考え方、整備目標	必要な治水事業については、今後も推進して欲しい。(9件)	佐波川水系河川整備計画の基本理念に基づき、現在の事業の進捗状況、事業効果、コスト縮減等に配慮し、段階的に整備を行っていきます。
	整備の進捗状況が具体的に分かるものを示して欲しい。(2件)	予算の状況にもよるため、年次計画を公表することは難しいです。3年に1回の事業評価で進捗は公表しています。
	異常洪水に対し、整備を行っても防ぐことは難しい。現状の安全度で十分である。(1件)	佐波川水系では、過去幾度となく洪水被害に悩まされてきました。中でも、戦後最大洪水である昭和26年7月洪水や戦後第2位である昭和47年7月洪水では、大きな被害が生まれました。 昭和19年の直轄河川改修着手以降、これまでも堤防の整備等を実施してきましたが、依然として堤防の未整備区間が存在しています。また、河道内の土砂堆積による砂州の発達や樹林化も相まって、洪水に対して流下能力(洪水を安全に流せる流量:河道の断面で決まる)が不足する区間があります。近年では平成21年7月中国・九州北部豪雨により、流域内で大規模な土砂災害が発生しています。また、無堤箇所や支川合流部を中心に河川のはん濫による浸水被害や内水による浸水被害も発生しています。また、堤防の浸透に対する安全性が確保されていない箇所も存在しています。 本計画において、「安全・安心な暮らしを守る」ため、上流と下流の整備のバランス等を踏まえた段階的整備により洪水による浸水被害の防止または軽減を図られるように、佐波川の計画的な治水対策を実施していくことが必要です。 (P36)
治水-2 佐波川の整備	土砂や樹木により、水位が上昇しており、堤防整備や河道掘削等の整備が必要である。(7件)	堤防整備については、堤防の高さや幅が不足している区間の整備を行います。また、堤防整備を実施しても、流下能力(洪水を安全に流せる流量:河道の断面で決まる)が不足する箇所においては、流下能力確保のために河道掘削や樹木伐開を行います。堤防及び河道の整備にあたっては、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生等が図られるように、河川環境に配慮した整備を行うとともに、自然景観に配慮した整備に努めます。 (P43)
	旧堤防を撤去して欲しい。(1件)	旧堤防に堰がある場合、堰をそのまま残して旧堤防を撤去してしまうと、堰が機能しなくなります。旧堤防の撤去と堰の改築はセットであり、関係機関と調整した上で、撤去いたします。
	堤防や堰を作る場合に、住民の合意形成がないとできないのか。(1件)	堤防や堰を改築するには、地元の方や水利組合と合意形成を図ります。国が単独では行えません。地元の方との協力が必要であり、合意形成が前提ですので「地域住民の方との合意形成を図りながら次の手順で整備を行います」と追加修正します。(P41)

※青字は河川整備計画(原案)に記載済みの文章(回答)、赤字は河川整備計画(案)へ反映したもの、黒文字はそれ以外のもの。

4. 整備計画(原案)に関する意見概要(治水)

区分	意見	回答(案)
治水-2 佐波川の整備	堤防の浸透対策の工事を実施して欲しい。(2件)	堤防詳細点検により浸透に対して安全性が不足する箇所のうち、平成24年7月九州豪雨災害による堤防決壊・越水被害を受けて実施した緊急点検の結果、緊急性が高いとされた堤防の浸透対策を行います。 なお、堤防の浸透対策及び耐震対策については、今後新たな知見等が得られた場合において、調査・検討を行い、緊急的な対策が必要と判断された場合には、速やかに対処します。(P43)
	川にある材料を用いた整備を行って欲しい。(1件)	河川整備にあたっては、「河川にある土や石等の現地材料を用いた整備を行うように努めます」と文章を追加します。(P43)
	津波に対して堤防嵩上げの整備を行って欲しい。(1件)	山口県では、「山口県地震・津波防災対策検討委員会」が設置され、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波や施設画面上の津波等が検討されています。 これらの検討結果を踏まえ、堤防の耐震化対策、樋門等の河川構造物の耐震化、操作の遠隔化等を検討する必要があります。(P19)
	津波の高さなどの関係性を示した断面図を表示して欲しい。(1件)	
治水-3 支川合流点	開口部からの逆流防止のための整備を行って欲しい。(4件)	佐波川本川の河川整備後も、佐波川本川の背水により浸水被害が発生するおそれのある支川合流点付近については、関係機関と協議の上、支川合流点処理の検討を行い、必要に応じて対策を行います。 (P50)
治水-4 さらなる治水安全度向上に資するための調査・検討	最近、想定を超えるような規模の洪水が発生しており、このような洪水に対して対策を行ってほしい。(4件)	近年、気候変化にともなう集中豪雨の発生頻度の増加や台風の強大化等が懸念されていることから、佐波川においても浸水被害の最小化を図るために様々な治水安全度向上に向けた調査・検討に関係機関と連携し取り組みます。 本計画期間後の佐波川水系河川整備基本方針に向けた段階的な整備を行うにあたり、効率的に治水安全度の向上が図られるように、流域内の洪水調節施設による洪水調節の調査・検討を行います。その際、既存施設の有効活用等について、関係機関と調整を図ります。 (P69)
治水-5 河川整備	10年程度で示してもらえないと、30年は長いです。(1件)	予算の状況にもよるため、年次計画を公表することは難しいです。3年に1回の事業評価で進捗は公表しています。
	堤防は完成しているか。(1件)	佐波川の国管理区間53.7kmのうち、堤防の設置が必要な延長は45.7kmあります。そのうち必要な高さ及び幅が確保されている堤防(完成堤防)の延長は30.9km(68%)となっています。一方、高さや幅が不足している堤防(暫定堤防及び暫々定堤防)の延長は7.4km(16%)であり、全く堤防のない区間(未施工区間)の延長も7.4km(16%)あります。(P18) 堤防整備については、堤防の高さや幅が不足している区間の整備を行います。(P43)

4. 整備計画(原案)に関する意見概要(水利用)

区分	意見	回答(案)
水利用-1 水利用	上流部の上・下水道の整備や農業用水の補給を行って欲しい。(1件)	農業用水や上水道用水、工業用水等の利水の現況、動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持等を考慮した流水の正常な機能を維持するため、必要な流量を目標として定めて、その確保に努めます。(P37)
	農水利用の時期を変更できないか。(1件)	河川の適正な水利用と流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、既得かんがい・上水道・工業用水の水利権量及び魚類等の生態や河川環境に必要な水量を総合的に考慮して定めており、島地川ダム of 適切な運用を行うとともに、関係機関と連携して、その必要な流量の確保に努めております。そのため、各利水者には期別毎に取水量が定められており、利水者の水利用の実態や水需要、ダムの運用等を踏まえて、調整を行う必要があります。
	水利用の問題は発生していない。(1件)	近年、佐波川では取水制限を伴う渇水が度々発生しています。渇水対策支部が設置され、取水制限が実施された渇水年は、昭和48年、昭和53年、昭和57年、平成6年、平成19年及び平成22年が挙げられます。これまでの渇水では取水制限による被害は報告されていませんが、流域の発展と流域に住む人々の健全な生活を恒常的に支えるという観点から、安定的な水利用の確保に努める必要があります。また、今後渇水が発生した場合には、地域住民の生活や社会活動、農業生産、河道内の動植物の生息・生育・繁殖環境に与える影響を最小限に抑える必要があります。(P21)
水利用-2 節水	節水が必要なときの水道料金を倍にするなどの規制を設ける。(1件)	渇水によって河川の流量が減少すると、河川の自然環境だけでなく、農業用水の不足による農作物への被害や上水道・工業用水の給水制限など日常生活や産業へも影響を与えます。このため、流域全体の水利用や本川・支川の流量を適切に把握するとともに、限りある水資源を有効活用し、渇水による被害を最小化するため、「佐波川渇水調整協議会」において決定する佐波川渇水(節水)対策に基づき取水制限を行います。また、地域住民、関係機関に節水を呼びかけることにより、節水意識の向上に努めます。(P51)
水利用-3 取水	用水路の利活用に対して、取水量を増加できないか。(1件)	河川の適正な水利用と流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、既得かんがい・上水道・工業用水の水利権量及び魚類等の生態や河川環境に必要な水量を総合的に考慮して定めており、島地川ダム of 適切な運用を行うとともに、関係機関と連携して、その必要な流量の確保に努めております。そのため、各利水者には期別毎に取水量が定められており、利水者の水利用の実態や水需要、ダムの運用等を踏まえて、調整を行う必要があります。
水利用-4 ダム	ダム発電や河川での少量発電によるエネルギーの確保をして欲しい。(1件)	佐波川ダム、島地川ダムにて水力発電を行っています。

4. 整備計画(原案)に関する意見概要(河川環境)

区分	意見	回答(案)
河川環境-1 自然環境	湿地について、沼化しており動植物の生殖が出来ないのではないか。(1件)	15.2~15.6kmの左岸には、佐波川水系最大の湿地環境が形成されており、ミゾコウジュやカワヂシャ等の湿生植物や、カヤネズミ、イシガメ、スッポン等の小動物が生育・生息しています。また、礫の多い瀬ではオオヨシノボリ、淵のよどみではムギツク、ワンドや緩流域にはスナヤツメ、オヤニラミ等の魚類が生息しています。(P26) 地域住民や関係機関と連携した順応的管理を行い、地域の計画やニーズを踏まえ佐波川とその周辺の良い河川環境との調和を図った維持・保全等を行います。(P52)
	治水事業とあわせて生物の生息環境の保護も含めた整備を実施して欲しい。(1件)	河川整備にあたっては、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した多自然川づくりに努めます。(P52)
	ジャコウアゲハの生育、繁殖環境の維持、保全を実施して欲しい。(1件)	河川水辺の国勢調査では、ジャコウアゲハは堤防法面の低茎草地で生息が確認されており、地域にとって貴重なジャコウアゲハに対して、河川管理者として何が出来るかを考えていきます。今後も河川水辺の国勢調査等により、ジャコウアゲハの生息状況について見守っていきます。
河川環境-2 魚類等のすみやすい川づくり	支川の堰に魚道が設置されておらず、遡上できないため、対策してほしい。(1件)	ご指摘の区間は、山口県の管理区域のため、山口県にお伝えします。
河川環境-3 水質	重金属類(ヒ素)の溶出対策施設は、恒久的な施設か。(1件)	島地川ダムでは、「島地川ダム水質改善検討委員会」を開催し、アオコ対策施設、重金属類対策施設の設置を行い、アオコの発生抑制対策及び重金属類の溶出抑制対策を継続して行います。また、これらの施設の導入により必要となる電力を賄うため、管理用発電設備を設置し、自然エネルギーの有効活用・維持管理コストの削減に努めます。(P53)
河川環境-4 河川空間利用	子供が遊べる水辺の親水空間や、河川敷をレクリエーションや憩いの場として利用できるような整備をして欲しい。(7件)	河川空間の保全と利活用にあたっては、安全で快適に利用できるような、適切に維持管理を行うこととしています。そのため、河川空間として住民の方に利用可能な場所においては「住民の方の憩いの場として誰でも自由に安心して快適に利用できる河川空間の形成・維持に努めます」という文章に修正します。(P38)
	子供が遊べるような、水辺に親しめる空間を整備して欲しい。(3件)	
	ビオトープなどを創出し、学校の学習等の利用したい。(1件)	
	佐野堰(下流側)左岸高水敷の整備を実施してほしい。(1件)	

4. 整備計画(原案)に関する意見概要(河川環境)

区 分	意 見	回 答 (案)
河川環境-5 環境	河口付近の手長エビ、車エビ、アサリ等の生息状況はどうか。(1件)	河川水辺の国勢調査において、アサリについては、河口付近で確認されております。手長エビについては、河口付近ではなく、佐波川下流・中流部付近で確認されております。車エビは、河口付近を幼生期(5月～9月)に利用し、その後、生息範囲を沖へ移動します。車エビについては、その幼生期に調査を実施していないため、確認されていません。
河川環境-6 水質	佐波川の水質について、BOD以外の項目は公表されているか。(1件)	佐波川では、最下流で佐波川大橋、その他に新橋、漆尾、堀で定期的に水を採取しています。生活環境項目として、濁度、DO、BOD、大腸菌の数、PHの5つを計測しています。窒素、リンは富栄養化の項目で、毎月ではないですが定期的に測定しています。これらのデータは、インターネットの水文水質データベースで、数年分を遡ってみることができます。

4. 整備計画(原案)に関する意見概要(維持管理)

区分	意見	回答(案)
維持管理-1 河道内樹木	河川内の樹木が増加しており、早期に伐採してほしい。伐採する場合は、環境に配慮しながら実施してほしい。(8件)	河道内樹木の繁茂は、洪水流下の阻害や流木の発生源となるほか、堤防沿いに繁茂した場合、河川巡視の妨げ、不法投棄の誘発等の問題を生じさせます。このため、河道内樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、河川管理上の支障とならないように、生物の繁殖期等を考慮し、計画的に伐開(樹木伐開)を行います。(P56)
維持管理-2 水文・水理・水質等観測	佐波川水系の水位・流量観測所が3箇所のみ示されているが、新たに水位・流量観測所を設置してほしい。(1件)	河川整備計画においては、基準地点及び主要地点として、3箇所を示していますが、山口県管理も合わせると佐波川水系では、10箇所の水位・流量観測所が設置されていますので、今後も継続して観測を行うとともに、観測施設の適正な維持管理等により、確実性の確保に努めます。10箇所の水位・流量観測所を河川整備計画の図において、示します。(P3,P5)
維持管理-3 堤防等の除草	高水敷の雑草が伸び、立ち入ることができない。事故防止の観点からも除草をしてほしい。(3件)	堤防等の除草については、堤防点検の実施、あるいは河川の状態を把握するため、「河川維持管理計画<佐波川>」で定める適切な頻度で実施します。高水敷除草については、今後地域の皆様のご協力を頂きながら、適切な維持管理を行ってまいります。
維持管理-4 河川巡視	毎日の巡視は必要ない。(1件)	河川巡視は、河川の維持管理の基本であり、毎日、河道、河川管理施設及び許可工作物の状況把握や不法行為等の発見、河川空間の利用に関する情報や自然環境に関する情報収集といった各目的別に巡視を実施しています。今後も、河川巡視は必要と考えています。
維持管理-5 河道の維持管理	佐波川河口付近の土砂堆積が、豪雨時に洪水を助長することはないか。(1件)	河川巡視や点検、測量等により、洪水後に洪水前と比較して、土砂が顕著に堆積し、施設の安全性の低下や流下能力(洪水を安全に流せる流量:河道の断面で決まる)の低下が生じている箇所については、動植物の生息・生育・繁殖環境や景観等に配慮しながら、河床掘削等の適切な対策を行います。(P60)
維持管理-6 堤防の維持管理	堤防の兼用道路やモグラの穴などは堤防の強度を低下させている。堤防が決壊しないよう対策をしてほしい。(2件)	河川巡視や点検等により、堤防にクラック、わだち、裸地化、湿潤状態等の変状を発見した場合は、河川カルテに記録した上で、当該箇所の状態把握を継続するとともに、堤防の耐侵食・耐浸透機能に支障が生じると判断される場合には必要な対策を行います。また、堤防のり面に動物による巣穴等を発見した場合には、速やかな復旧を行います。(P61)

4. 整備計画(原案)に関する意見概要(維持管理)

区分	意見	回答(案)
維持管理-7 樋門等の維持管理	家が堤防の背後にあり、樋門の管理を十分に行って欲しい。(1件)	河川巡視や点検等により確認した護岸、根固め、水制工、樋門等の河川管理施設の変状は、必要な補修を行うなど、施設の機能維持に努めます。 なお、ゲート設備や電気通信設備等については、点検結果や現地の状況を踏まえた機器等の診断を行い、影響度や健全度等を総合的に評価するなど、効率的、計画的な整備・更新を行います。 (P61)
維持管理-8 ダム等の維持管理	ダムの堆積土砂を除去して容量を増やして欲しい。(2件)	ダムの堆砂状況の測定については、出水などによりダムの堆砂状況に大きな変化が認められない場合については、2年に1回測定しています。現在は、ダムの堆砂容量に対して十分に余裕があります。今後も測定によりダムの堆砂状況を監視していきます。
	ダムの事前放流による容量の確保を考えて欲しい。(1件)	近年、気候変化にともなう集中豪雨の発生頻度の増加や台風の強大化等が懸念されていることから、佐波川においても浸水被害の最小化を図るために様々な治水安全度向上に向けた調査・検討に関係機関と連携し取り組みます。 本計画期間後の佐波川水系河川整備基本方針に向けた段階的な整備を行うにあたり、効率的に治水安全度の向上が図られるように、流域内の洪水調節施設による洪水調節の調査・検討を行います。その際、既存施設の有効活用等について、関係機関と調整を図ります。 (P69)
維持管理-9 不法投棄	ゴミの不法投棄が多く汚れが目立つ。規制や処罰等の処置をして欲しい。(6件)	不法投棄を発見した場合には、行為者の特定に努め、行為者への指導、撤去等の対応を適切に行います。また、不法投棄状況をとりまとめたゴミマップ等を作成し、地域住民の意識啓発を図るとともに、日常からCCTVや河川巡視による監視を行います。さらに、河川サポーター等からの不法投棄に関する情報収集、地域と一体となった一斉清掃の実施、警告看板の設置、車止めの設置等により、不法投棄の未然防止に努めます。(P64)
維持管理-10 情報の提供、防災意識の向上	水害の発生は避けられないため、防災の対応を十分にしたい。(1件)	佐波川の国管理区間は、洪水予報河川及び水防警報河川に指定されています。出水時における水防活動や避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するように、法令等に基づき、関係市の長にその通知に係る事項を通知するなど、適切に洪水予報または水位に関する情報提供を行います。 (P65) 治水に関しては、その時点での整備水準を上回る規模の洪水が発生した場合の被害を最小限に食い止めるために、地域住民の防災意識の向上が必要となります。このため、国・県・自治体等が協力し、地域住民が主体となった災害図上訓練の実施等、自分の住む地域を知り、住民の手で災害時に取るべき行動を考えるトレーニング等を支援します。 (P70)

4. 整備計画(原案)に関する意見概要(その他)

区分	意見	回答(案)
その他-1 歴史	佐波川の沢山の歴史を取り入れた整備計画を策定して欲しい。(1件)	周辺地域でのまちづくり等と連携し、佐波川の歴史を踏まえて、河川整備を行います。
その他-2 防災対策	河川等の強化には限界がある。南海トラフの津波やゲリラ豪雨等に対し、避難タワーや避難ビルなどの避難場所を確保して欲しい。(1件)	ご指摘の内容については、防府市にお伝えします。
その他-3 その他	整備計画の対象に佐波川なのに、島地川ダムの話があったがどうしてか。(1件)	島地川ダムは国が管理しているダムで、貯水池の約6km間は国管理です。
	島地川ダムから佐波川が合流するところは、県の管理か。(1件)	島地川ダムから佐波川の合流までは山口県管理です。佐波川ダムも山口県で管理しています。
	国管理区間外の河川に関して、管理者である市に指導して欲しい。(1件)	河川整備計画のもう一つ上の段階の長期的な整備目標を定める河川整備基本方針の中で、本川及び支川の整備にあたっては、整備の進捗を十分に踏まえつつ、本支川及び上下流バランスを考慮し、水系一貫として河川整備を行うとしております。

※上記の他、その他の意見として34件ありました。